

放送を巡る諸課題に関する検討会 「視聴環境分科会」開催要綱（案）

1 背景・目的

本分科会は、「放送を巡る諸課題に関する検討会」（以下「親会」という。）の下に設置される会合として、4K・8K受信機に関する情報等の周知・広報や、スマートテレビ等を活用した放送通信連携サービスを始めとする新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護方策について検討することを目的とする。

2 名称

本分科会は「視聴環境分科会」と称する。

3 主な検討項目

- (1) 4K・8K受信機に関する情報や視聴方法に関する情報の周知啓発方策
- (2) 第189回国会で成立した改正個人情報保護法を踏まえた個人情報の取扱いの整理及び「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」（平成16年総務省告示第696号）の規定内容の見直し
- (3) スマートテレビ等を活用した新たな放送サービス展開に必要な運用ルール等の整理
- (4) その他

4 構成及び運営

- (1) 本分科会の分科会長は、親会座長が指名する。本分科会の構成員及びオブザーバーは、分科会長が指名する。
- (2) 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会長代理を指名することができる。
- (3) 分科会長代理は分科会長を補佐し、分科会長不在のときは分科会長に代わって本分科会を招集する。
- (4) 分科会長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) その他、本分科会の運営に必要な事項は、分科会長が定めるところによる。

5 議事の実施

- (1) 本分科会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他分科会長が必要を認める場合については、非公開とする。
- (2) 本分科会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他分科会長が必要を認める場合については、非公開とする。
- (3) 本分科会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本分科会の庶務は、情報流通行政局放送政策課が関係課と連携して行うものとする。